

1 入湯税の概要

区 分	内 容								
入湯税とは	入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して入湯客に課税するものです。								
入湯税の納税義務者は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。 鉱泉浴場とは、原則として温泉法で規定する温泉を利用する浴場をいいますが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等、一般的に鉱泉浴場と認識されるものも含まれます。 								
入湯税の税率は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率は、地方税法により入湯客1人1日について、150円を標準とするものと定められています。 入湯税は、その市町村の財政事情により標準を超える税率、またはそれを下回る税率を条例で定めることができます。なお、制限税率^{※1}は定められていません。 ※1 制限税率=標準を超えて税率を定める場合の上限となる税率 <p>本町の入湯税の税率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊を伴うもの（宿泊客）</td> <td style="text-align: center;">150円</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴わないもの（日帰り客）</td> <td style="text-align: center;">50円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	宿泊を伴うもの（宿泊客）	150円	宿泊を伴わないもの（日帰り客）	50円		
区 分	税 率								
宿泊を伴うもの（宿泊客）	150円								
宿泊を伴わないもの（日帰り客）	50円								
入湯税の使い道は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税は地方税法に定められる目的税^{※2}で、鉱泉浴場所在の市町村において、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用、また、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に使われます。 ※2 目的税=その税の収入を充てる支出目的が特に定められている税 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">主 な 使 い 道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (1) 観光の振興に要する費用 ① 観光宣伝事業 ② 観光調査事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> (4) 消防施設等の整備 ① 消防自動車の整備 ② 消防通報等装置類 ③ 消防水利（防火水槽・消火栓） ④ 消防庁舎など </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (2) 観光施設の整備 ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備 ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備 ③ 観光駐車場等の交通設備の整備 </td> <td style="vertical-align: top;"> (5) 鉱泉源の保護管理施設の整備 ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備 ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (3) 環境衛生施設の整備 ① 一般廃棄物処理施設の整備 ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備 ③ 簡易水道及び上下水道の整備 ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主 な 使 い 道		(1) 観光の振興に要する費用 ① 観光宣伝事業 ② 観光調査事業	(4) 消防施設等の整備 ① 消防自動車の整備 ② 消防通報等装置類 ③ 消防水利（防火水槽・消火栓） ④ 消防庁舎など	(2) 観光施設の整備 ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備 ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備 ③ 観光駐車場等の交通設備の整備	(5) 鉱泉源の保護管理施設の整備 ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備 ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備	(3) 環境衛生施設の整備 ① 一般廃棄物処理施設の整備 ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備 ③ 簡易水道及び上下水道の整備 ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など	
主 な 使 い 道									
(1) 観光の振興に要する費用 ① 観光宣伝事業 ② 観光調査事業	(4) 消防施設等の整備 ① 消防自動車の整備 ② 消防通報等装置類 ③ 消防水利（防火水槽・消火栓） ④ 消防庁舎など								
(2) 観光施設の整備 ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備 ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備 ③ 観光駐車場等の交通設備の整備	(5) 鉱泉源の保護管理施設の整備 ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備 ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備								
(3) 環境衛生施設の整備 ① 一般廃棄物処理施設の整備 ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備 ③ 簡易水道及び上下水道の整備 ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など									

箱根町の入湯税の状況

区 分	内 容							
入湯税の税率等の 地方税法改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税は、昭和25年度に制定された現行の地方税法で定められて以来、次のとおり標準税率の引上げや使い道が追加されてきました。 							
	区 分	昭和25年度	昭和28年度	昭和32年度	昭和46年度	昭和50年度	昭和52年度	平成2年度
	税 率	10円	20円		40円	100円	150円	
	使 用 道			観光施設・環境衛生施設の整備に要する費用	[追加] 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用		[追加] 鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用	[追加] 観光の振興に要する費用
	備 考	普通税に定められる		目的税に改正				
	改正日	昭和25年9月1日	昭和28年8月13日		昭和46年4月1日	昭和50年4月1日	昭和53年1月1日	

箱根町の入湯税の状況

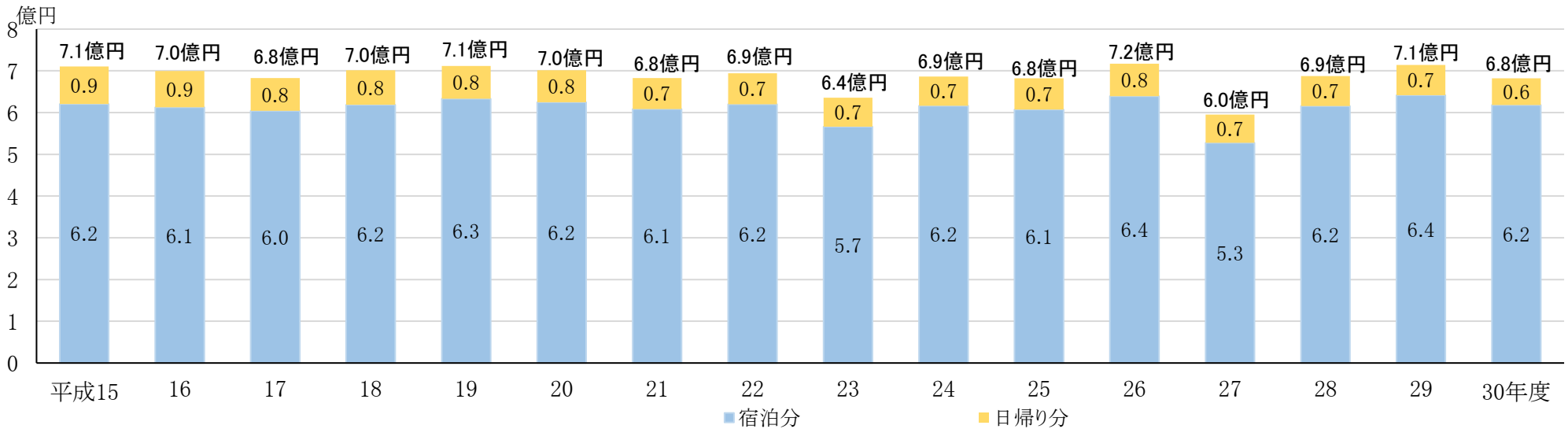
2 調定額の推移（平成15～30年度）

単位：億円

科目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入湯税	7.1	7.0	6.8	7.0	7.1	7.0	6.8	6.9	6.4	6.9	6.8	7.2	6.0	6.9	7.1	6.8
(増減率)	—	▲ 1.5	▲ 2.4	2.7	1.5	▲ 1.1	▲ 2.7	1.4	▲ 8.5	8.0	▲ 0.4	4.9	▲ 17.0	15.5	3.9	▲ 4.2
宿泊分	6.2	6.1	6.0	6.2	6.3	6.2	6.1	6.2	5.7	6.2	6.1	6.4	5.3	6.2	6.4	6.2
(増減率)	—	▲ 1.3	▲ 1.3	2.4	2.4	▲ 1.1	▲ 2.8	1.8	▲ 8.7	8.9	▲ 1.5	5.2	▲ 17.4	16.7	4.2	▲ 3.7
日帰り分	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
(増減率)	—	▲ 2.9	▲ 10.1	5.5	▲ 5.4	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 6.9	0.5	9.5	2.2	▲ 13.5	5.9	1.3	▲ 8.5

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：各年度決算概要・税務課資料



● 入湯税調定額の特徴

- 2 ・平成13年度から日帰り入湯税として50円課税しており、以降、調定額は7億円前後で推移している。
- ・平成23年度は東日本大震災の影響により減、平成27年度は大涌谷火山活動活発化の影響により減となった。
- ・平成30年度は、夏の記録的な酷暑の影響等による観光客数の減少、宿泊施設の休廃業により、前年度と比較して0.3億円の減となった。

箱根町の入湯税の状況

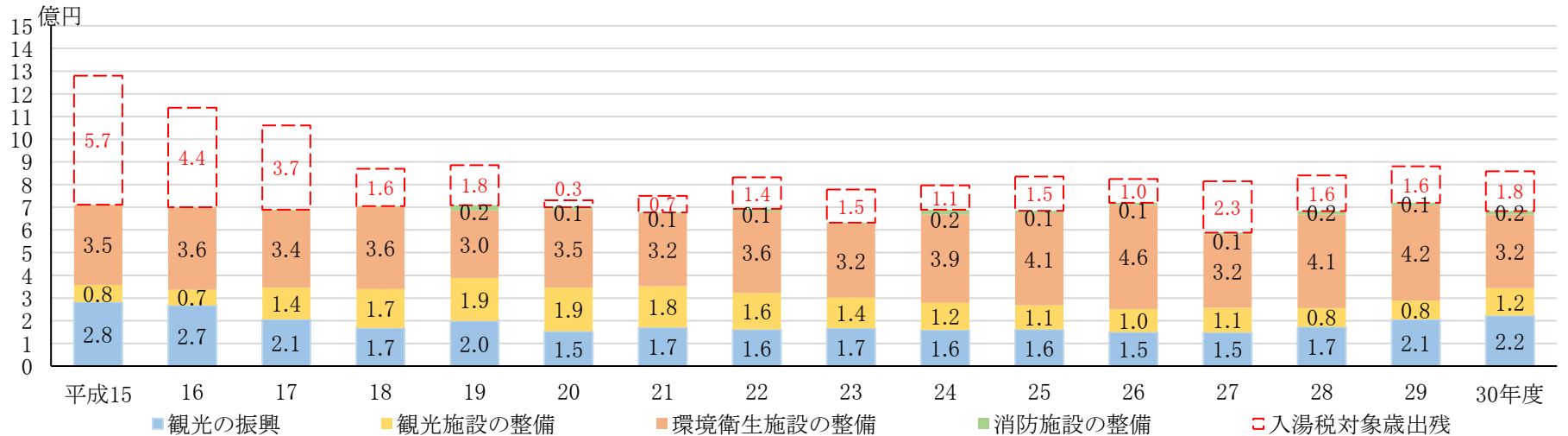
3 入湯税の使い道の推移（平成15～30年度）

単位：億円

科目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
観光の振興 ①	2.8	2.7	2.1	1.7	2.0	1.5	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.7	2.1	2.2
観光施設の整備 ②	0.8	0.7	1.4	1.7	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	0.8	0.8	1.2
環境衛生施設の整備 ③	3.5	3.6	3.4	3.6	3.0	3.5	3.2	3.6	3.2	3.9	4.1	4.6	3.2	4.1	4.2	3.2
消防施設等の整備 ④	0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2
計	7.1	7.0	6.9	7.1	7.1	7.0	6.8	6.9	6.3	6.9	6.9	7.2	5.9	6.8	7.2	6.8
入湯税対象歳出の残	5.7	4.4	3.7	1.6	1.8	0.3	0.7	1.4	1.5	1.1	1.5	1.0	2.3	1.6	1.6	1.8
充当割合																
観光関係(①+②)	50.1%	48.0%	50.0%	48.2%	54.5%	49.4%	51.9%	46.5%	47.8%	40.4%	39.4%	34.9%	43.4%	37.5%	40.0%	50.2%
それ以外(③+④)	49.9%	52.0%	50.0%	51.8%	45.5%	50.6%	48.1%	53.5%	52.2%	59.6%	60.6%	65.1%	56.6%	62.5%	60.0%	49.8%

※充当割合は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：各年度決算概要



● 入湯税の使い道（推移）の特徴

- 3 ・ 本町の入湯税は、「観光の振興」、「観光施設の整備」、「環境衛生施設の整備」、「消防施設等の整備」の4つの財源としている。
- ・ 「観光の振興」以外は施設整備が対象となるため、各年度により若干の増減がある。
 - ・ 平成20年代半ばまでは概ね観光関係5割、環境衛生施設の整備等5割で推移していたが、歳出削減等により入湯税の対象となる経費も削減しているため、近年は4：6程の割合となっていた。
 - ・ 平成30年度は観光施設整備費の増や環境衛生施設整備費の減により、5：5の割合となった。

箱根町の入湯税の状況

4 入湯税の使い道（平成30年度決算）

単位：億円

項目	主な使い道	事業費	特定財源	一般財源			入湯税対象歳出の残
				入湯税	構成比		
観光の振興 ①	ジオミュージアム費、DMO運営支援事業	2.6	0.4	2.2	2.2	32.5%	0.0
観光施設の整備 ②	公衆トイレ整備事業、観光街路灯整備補助金交付事業	1.4	0.2	1.2	1.2	17.6%	0.0
環境衛生施設の整備 ③	下水道元利償還金（公共分）、清掃第1プラント施設維持管理事業	5.0	0.1	4.9	3.2	47.6%	1.7
消防施設等の整備 ④	消火車両整備事業、湯本分署建設事業	1.1	0.9	0.2	0.1	2.3%	0.1
計		10.1	1.6	8.5	6.7	100.0%	1.8

出典：平成30年度決算概要・財務課資料

5 入湯税と関連財源の使い道について

●入湯税（使い道）の特徴

項目	財源区分	入湯税					ごみ	ふるさと納税				
		観光振興に要する費用	観光施設の整備	環境衛生施設の整備	消防施設等の整備	鉱泉源の保護管理施設の整備		ごみ処理施設の管理運営	魅力ある観光地づくり	快適で安全、安心な生活環境の確保整備	健康で生き生きと暮らすための福祉の充実	子育て支援や学校教育の充実
入湯税	目的税	●	●	●	●							
ふるさと納税	寄付金※	○	○	○	○		●	●	●	●	●	
ごみ処理手数料	特定財源			●			●					
固定資産税超過課税	普通税										●	

- 4 ・ 平成30年度の入湯税の使い道の詳細は、「観光の振興」と「観光施設の整備」は100%充当しており、「環境衛生施設の整備」で1.7億円、「消防施設等の整備」で0.1億円の対象歳出の残がある。
- 5 ・ 入湯税を中心に、関連する財源と使い道について整理すると、本町の場合、入湯税は、ふるさと納税、ごみ処理手数料との関連がある。
 - ・ ごみ処理手数料は、総処理経費から減価償却費と入湯税充当額を除いているため、ごみ処理手数料を見直しても入湯税の使い道に影響は生じない。
 - ・ 観光関係の支出に対する財源は、入湯税とふるさと納税の使い道が重複する部分があるため、財源を考える際には、収入面だけでなく支出面（使い道）を含めても考える必要がある。

（凡例）●…本町の対象項目

○…入湯税とふるさと納税の重複項目

※ ふるさと納税は、使い道を指定できる寄付金であるもの